|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和３年３月２５日（木）Ｎｏ．００１８ | ＣＩＪ　ニュース | 発行：社会福祉法人ＣＩＪ福祉会　本部事務局 |

**令和３年度処遇改善加算について**

令和３年度も引き続き、介護職員の処遇改善を図るため「介護職員処遇改善加算」「加算Ⅰ」の区分により介護職員の処遇改善を図るとともに、介護職員以外の職員も含めて「介護職員等特定処遇改善加算」「加算Ⅰ」の区分により、概ね前年並の一時金を支給します。

　　　　　**令和３年度のＣＩＪ福祉会　処遇改善加算（一時金）支給要領の概要**

○処遇改善加算対象者（裏面事業所の介護職員）

①サービス提供月４月～９月 ：令和３年１２月２０日一時金支給（１２月１日在職のこと）

②サービス提供月10月～３月：令和４年　６月３０日一時金支給（６月１日在職のこと）

③令和２年１２月より職員の希望により、処遇改善手当として毎月の支給を行うこととしている。　毎月の支給額と賞与時の一時金とは調整が行われる。（年間の総額に変更はない。）

○期末一時金等対象者

　①、②は基準日に在籍する職員。③は給与の支給月に在籍する職員。（ただし、３日以上の欠勤、年休の有給休暇消化の期間がある職員には支給しない。）

○在職期間に応じた支給率（基本額に乗じる率）

・上記①、②の期間の全期間を通じて在職した職員　１００％

・期間内に５か月間以上在職した職員　８０％

・期間内に４か月間以上在職した職員　６０％

・期間内に２か月間以上在職した職員　３０％

・期間内に１か月間以上在職した職員　２０％

◎加算の基本額は、それぞれの期間のサービス提供にかかる事業別の介護職員処遇改善加算の額を基礎に、事業所ごとの支給対象介護職員の人数により算出した介護職員一人当たりの額をベースとして理事長が別に定めます。

・令和３年度の事業所別：加算見込額（法定福利費を含む）は裏面のとおりで、加算額推計総額は

　４７，８９２千円（障害除く）で、支給総額は４７，９１０千円（法定福利費を含む）を見込んでいます。

○平成２０年１０月から現在までに実施した処遇改善にかかる事項は以下のとおりです。

①賃金体系等の人事制度の整備　　　賃金体系・人事制度について就業規則に基づく「人材育成実施要領による明確化、夜勤手当制度の改善

②非正規職員から正規職員への転換　常勤嘱託職員➝正規職員化　２９名

　　　（令和3年1月1日現在） 　臨時職員➝正規職員化　　８名

③昇給又は昇格等の要件の明確化　　人材育成実施要領及び給与規程に基づく昇給・昇格要件の明確化

④休暇制度、労働時間等の改善　　アニバーサリー休暇の創設（２日）（就業規則の改正済）

　　　　　　　　　　　　　　　　　（誕生日等の記念日、ただし勤続１年以上の職員）

メンタルヘルス相談員の配置

⑤人材育成環境の整備　　　　　　　人材育成実施要領に基づく期待人材像の明確化

及び研修委員会を設置しての研修機会の確保

⑥資格取得、能力向上のための措置　業務としての研修参加と参加費の事業所負担や支援

　　　　　　　　　　　　　　以下「裏面」に続く